# 知らせ

結婚相談所を開設します

父流であと一歩が踏み出せない

実施して

います河川

愛護作業が

環として

旬に各行政区で行われま

災の記憶を風化させることなく

犠牲となられた方々を追悼

なたを専門のア

お願いします河川愛護活動にご協力を

# 追悼について東日本大震災犠牲者の

# 納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 3月31日(火)

※事前予約が必要となり

所

対象者

黒川地区内に住所があ

又は勤務している方とそ

(大和町吉岡字町裏16) **入和町吉岡コミュニティ** 

3 4 1

-センタ

問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会

(事務局:大郷町まちづくり

午前9時~午後4時 3月8日日·9日月

お知らせをご覧ください

♥問い合わせ先

総務課

なりますので、

詳細は各地区

♥問い合わせ先

登録・利用は無料です。

にご利用くださ

活動に皆様のご協力をお願

の 日

村では、

刻の午後2時46分をご案内

で、黙とうを捧げられますよう

税目等納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期		
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納期限までに忘れずに納めましょう。□座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限まで

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

# お気軽にご相談ください

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に 応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日 4日 11日 18日 25日 (水) (水) (水) (水)
------------------------------------

- ◆時 午前9時~正午
- 所 平林会館1階料理講習室
- ◆問い合わせ先

今月の相談

社会福祉協議会 ☎345-6631

# 宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

- ◆相談日 11日(水)
- 午後1時~4時
- 所 平林会館1階料理講習室
- **◆問い合わせ先** 住民生活課 ☎341-8512

# 消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日 4日 11日 18日 25日 (水) (水) (水)
--------------------------------

- 午前9時~午後4時
- 所 平林会館2階第3研修室
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

3月1日

おおひら万葉パークゴルフ場オープン

パークゴルフシーズンの幕開けです。春の芽吹き の中で体を動かしてみませんか。

皆さんのご来場をお待ちしています。

- ◆開園時間 午前8時30分~午後5時
- ◆定休日 水曜日(祝日の場合は翌日) ※積雪等でクローズの場合あり
- **◆利用料**(1⊟)

【全コース】 一般600円 中学生以下300円

【用具レンタル料金(クラブ・ボール)】 一般300円 中学生以下200円

◆問い合わせ先

おおひら万葉パークゴルフ場 **☎**345-8009





# 消費生活相談窓口から ※転ばぬ先の消費者知

◆問い合わせ先 住民生活課

**☎**341-8512

☆賃貸住宅入居時の注意点

賃貸住宅の入居・退去が増える季節になりました。賃貸住宅に関するトラブルを未然に防ぐためのポイントをお 話します。

# ①物件探し

アパートなど部屋を探すときはできるだけ情報を集め、実際の建物や部屋の中、周りの環境を十分確認し、希望条 件に合っているかどうか検討することが大切です。

# ②契約

希望の部屋が見つかり契約するときは、ほとんどの場合、不動産業者に仲介をしてもらうことになり、宅地建物取 引士から重要事項の説明を受けます。疑問点はきちんと説明してもらい、内容を理解してから契約をしましょう。 また、更新手数料や退去時の敷金返還、ハウスクリーニング、修理費用の負担、退去を申し出る時期などがどのよう に記載されているか確認しましょう。特約にも十分注意しましょう。

## **③入居**

入居の際は、退去時の敷金返還や修理代のトラブルを避けるため、貸主、不動産仲介業者と一緒に室内を点検し、汚 れや破損があれば写真を撮っておきましょう。

### 4入居中

修繕費用や更新料、管理費用の分担、賃料などの問題や、騒音などに関する入居者間のトラブルが発生する場合が あります。生活のマナーとルールを守り、貸主との十分な話し合いを行いましょう。

5 5 3

「介護に関する相談会」を開催します

足腰が弱くなってきた、物忘れが増えて心配、 など、お気軽にお越しください。

**◆日時** 3月30日(月)

◆場所 福祉センター ホール

◆内容 相談会とお茶会

◆問い合わせ先

地域包括支援センター(福祉センター内)

**☎**345-6060



地域包括支援センターでは、保健師等による 介護や認知症にまつわる相談会を開催します。 介護と仕事の両立について、認知症の方との関 わり方が知りたい、ちょっと息を抜きたい・・・

午後1時30分~3時

に納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

21 令和2年3月号 No.651